

入善町中小企業融資信用保証料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入善町補助金等交付規則(昭和35年入善町規則第2号。「以下「規則」という。)」第2条及び第3条の規定に基づき、富山県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の信用保証により融資を受けた中小企業者に対して、当該融資に係る信用保証料を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、富山県が定めた融資制度のうち次の各号に掲げる資金(以下「助成対象資金」という。)の融資に係る信用保証料とする。

- (1) 小口事業資金
- (2) 経営安定資金(経済変動対策緊急融資に限る。以下同じ。)
- (3) 緊急経営改善資金(小口事業資金の借換えに限る。以下同じ。)
- (4) 設備投資促進資金
- (5) 創業・事業承継支援資金

(助成金交付対象者)

第3条 信用保証料助成金(以下「助成金」という。)の交付対象者は、助成対象資金の融資を受けた者で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内に主たる事業所又は営業所を有する者
- (2) 町税の滞納がない者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、同一資金の融資に係る信用保証料の助成等を他で概に受けている者又は受けようとしている者は、助成金の交付対象者としなない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の表のとおりとする。

助成対象資金	助成金額
小口事業資金	信用保証料の全額
経営安定資金及び緊急経営改善資金	信用保証料の2分の1相当額。ただし、20万円を上限とする。
設備投資促進資金	信用保証料の2分の1相当額
創業・事業承継支援資金 (創業者枠)	信用保証料の全額
創業・事業承継支援資金 (事業承継支援枠)	信用保証料の2分の1相当額

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、信用保証料を支払った日の翌月末までに、入善町中小企業融資信用保証料助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の内容を速やかに審査し、信用保証料助成金の交付額を決定し、入善町中小企業融資信用保証料助成金交付決定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第8条 町長は、前条の規定による通知後、助成金申請者の請求に基づき、当該助成金を支払うものとする。

(助成金の一部返還)

第9条 助成金の交付を受けた者であって、当該資金を繰上償還した者については、繰上げした期間に相当する分の助成金を返還しなければならない。

(取消し、打ち切り及び返還命令)

第10条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、当該助成金の交付決定を取り消し、若しくは打ち切り、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の入善町中小企業融資保証料助成金交付要綱の規定は、施行の日以後に融資を受けた信用保証料の助成について適用し、施行の日前に融資を受けた信用保証料の助成については、なお従前の例による。

入善町中小企業融資信用保証料助成金交付申請書

（あて先）入善町長

（申請事業主） 干

住 所

名 称

代表者名

（担当者所属・氏名）

（電話番号）

入善町中小企業融資信用保証料助成金交付要綱第 6 条の規定により、助成金の交付を受けたいので申請します。

交付申請額	
融資の種別	
融資金額	
保証金額	
保証年月日	年 月 日
保証料率	
保証期間	年 月 日 から 年 月 日
添付書類	(1) 融資あっせん保証決定通知書の写し (2) 信用保証料納入済を証する書類の写し (3) その他町長が必要と認める書類

（注意事項）

- 1 この申請は、信用保証料を支払った日の翌月末までに提出してください。
- 2 町税に滞納がある場合は、申請することができません。
- 3 交付申請額は、小口事業資金及び創業・事業承継支援資金の創業者枠の融資を受けたときは信用保証料の全額、経営安定資金（経済変動対策緊急融資に限る）及び緊急経営改善資金（小口事業資金の借換えに限る）の融資を受けたときは信用保証料の 2 分の 1 相当額（上限 20 万円）、設備投資促進資金及び創業・事業承継支援資金の事業承継支援枠の融資を受けたときは信用保証料の 2 分の 1 相当額です。

なお、すべて 100 円未満の端数は切り捨てとします。

- 4 保証料助成金を受け取った後、繰上償還をした場合は、当該信用保証料金額を証明する書類を提示するとともに繰上げした期間に相当する分の信用保証料を返還しなければなりません。

様式第2号（第7条関係）

第 号

住所
氏名

入善町中小企業融資信用保証料助成金交付決定書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、入善町中小企業融資信用保証料助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次の条件を付し、金 円を交付します。

年 月 日

入善町長

交付条件

- 1 繰上償還した場合においては、富山県信用保証協会より返戻を受けた信用保証料にかかる助成金を、富山県信用保証協会が発行する証拠書類を提示の上、速やかに返還してください。
- 2 偽りその他不正な手段により保証料助成金の交付を受けたときは、当該信用保証料助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部を返還いただくことがあります。
- 3 その他入善町中小企業融資信用保証料助成金交付要綱に従ってください。